

5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	< 選択肢 > 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	番号法第十九条第八号、同施行令第二十三条 及び 第二十九条に則り、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時 及び 提供する特定個人情報の項目、その他主務省令で定める事項を記録して、政令で定められた期間保存する。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	< 選択肢 > 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報の提供・移転の対象は、番号法令で認められたもののみとし、提供・移転の際には、政令で定める安全な措置(番号法第十九条第八号、同法施行令第二十三条 及び 同法施行規則(内閣府令・総務省令第三号)第二十号)により安全性を確保する。また、提供先に情報漏えいに対応するために必要な体制の整備をしていることを確認するとともに、必要項目の記録を政令で定められた期間保存するよう求める。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	特定個人情報の提供・移転の対象は、番号法令で認められたもののみとし、提供・移転の際には、政令で定める安全な措置(番号法第十九条第八号、同法施行令第二十三条 及び 同法施行規則(内閣府令・総務省令第三号)第二十号)により安全性を確保する。また、提供先に情報漏えいに対応するために必要な体制の整備をしていることを確認するとともに、必要項目の記録を政令で定められた期間保存するよう求める。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	国税連携システムにより他都道府県へ特定個人情報を提供する場合は、システムの仕様上、他都道府県以外に提供はできず、また、不必要な情報を提供することもできない。 また、国税連携システムによらない方法で特定個人情報の提供を行う場合は、複数の者で確認を行うなどのリスク対策を講ずる。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		